

## 新入生のための英語コミュニケーション講座 Lite にお申し込みいただいた皆様へ（概要書面）

新入生のための英語コミュニケーション講座 Lite（以下、「本講座」といいます）のお申し込みにあたってご確認いただきたい事項をご案内いたします。お申し込みにあたっては、下記事項を必ずご確認いただきますようお願いいたします。

事業者名：大学生協事業連合

※内容を十分お確かめ下さい

### 【ご確認事項】

本講座は、実践的な英語コミュニケーション能力を身につけることを目的として、講義やアクティビティ、その他の諸活動を通じてその実現をはかります。講座の実施にあたっては大学生協事業連合学び支援事業部（以下「講座事務局」）が運営にあたります。

1. 役務の内容及びご購入いただく商品、及びその費用については以下の通りです。（単位：円／消費税含む・以下金額表示は同様）

講座（全11回）	50,600	教材費	1,400
テキスト代	9,680	初期費用	6,000
受講料・教材費合計	67,680		

- 上記受講料のお支払い方法は、現金、振込、分割払い（大学生協ローン）をご利用いただけます。代金は2026年4月6日までにお支払いください。なお、上記の一部のみを申し込むことはできません。

2. 本講座は2026年4月～2026年7月までの期間で開講します。
3. 本講座に参加するための機器や回線などの環境は受講生が用意するものとします。受講に際しての接続や回線によるトラブル、視聴品質の低下等については原因の如何を問わず弊社ではその責を負いません。
4. 本講座に関わるテキスト・配布資料・その他の印刷物、音源・画像・動画データなど（以下、「教材」といいます）を講座事務局に無断で複製・複写・上映・中継することは一切できません。
5. 本講座は大学生協組合員が参加することができ、これを受ける権利を他人に譲渡することはできません。

6. クーリング・オフに関する事項

- (1) 本講座は、受講料を所定の大学生協窓口が受理した時点をもって契約の成立とします。
- (2) 契約書面を受け取った日を含む8日間は、書面により無条件に本講座の役務提供契約の申し込みの撤回（当該契約が成立した場合は当該契約の解約）を行うこと（以下、「クーリング・オフ」といいます）ができます。
- (3) 前項に規定する解約の効力は、契約解約の通知書面を大学生協へ提出、もしくは郵送した日（郵便肖印印付）から生じます。
- (4) この場合は、お申込者は違約金や損害賠償を支払う必要はありません。既に本講座受講料（教材代金含む）の全部または一部を支払われている場合は、速やかに大学生協よりその金額の返還をうけることができます。
- (5) クーリング・オフが不実告知による誤認または威迫による困惑によって行使されなかった場合には、改めてクーリング・オフができる旨の書面を受領した日を含む8日を経過するまでは、クーリング・オフができます。

7. 中途解約（クーリング・オフが可能な期間の経過後の契約解除）に関する事項

- (1) 第1回講座の開始前までの契約解除の場合、受講料（教材費およびテキスト代金含む）から違約金15,000円、及び使用された教材およびテキストがある場合はその価格相当額を差し引いて返金いたします。
- (2) 第1回講座開始後の契約解除の場合、受講料（教材費およびテキスト代金含む）から①②③を差し引いた金額を返金いたします。
  - ① 解約申し出日までに実施された講座の対価に相当する受講料（解約お申し出までに実施済みの回数に講座の単価4,600円をかけた金額）及び使用された教材およびテキストの価格相当額。
  - ② 初期費用6,000円。
  - ③ 受講料から①②の金額を控除した残額の20%に相当する金額、または50,000円のいずれか低い金額。

8. 本講座では講座の品質管理、効果測定、欠席者に対する補講、及びその他の教育的目的と普及広報のために、録音・録画・撮影を行います。これらは原則として講座内及び事務局・講師の管理の下でのみ視聴できるものとします。但し、普及広報目的の場合に限り、申込者は撮影・録音の事前に書面を提出することにより、撮影・録音した画像・音声の利用を個人の特定ができない状態にすることを申し出ることができるものとします。

9. 本講座の受講日や実施場所・方法、その他軽微な役務の変更がある場合は、受講者宛に電話またはメール等の電磁的手段にて告知を行います。
10. 本講座のオプションとして実施する現地研修ツアーについてはこの規約の対象ではありません。契約条件の詳細は2026年5月に予定している旅行契約を締結する際に交付する旅行業約款によるものとします。
11. 本講座の運営に関する個人情報は大学生協事業連合個人情報保護方針（[https://www.univ.coop/nr/nr\\_156.html](https://www.univ.coop/nr/nr_156.html)）に則り、事務局が管理します。
12. この書面にない事項については大学生協事業連合講座約款A（<https://www.withnavi.org/job/pdf/kouzayakkanA.pdf>）の定めによります。

以上